

京都大学	博士（法学）	氏名	李 中雨
論文題目	Making the International Shipping Law for the Marine Environment: From the Perspective of Non-State Actors （国際海運法分野における海洋環境保護のための法形成——非国家主体の役割に着目して）		
（論文内容の要旨）			
「非国家主体」という概念は不明確である。文字通りに言えば、主権国家によって構成あるいは統制されていないあらゆる主体がここに含まれることになる。厳密な定義は困難だとしても、国際法の国家中心主義的な性質から、非国家主体が補助的な立場に置かれ、国際法の受け手にとどまると考えられていることは確かである。場合によっては、非国家主体に国際法形成に参加する機会が与えられ、法形成の方向性に影響を与えることもあるが、最終的な判断を行う「ゲートキーパー」としての国家の地位に変わりはない。国際法の形成における国家の同意の重要性は、強調してもし過ぎることはいない。とはいえ、非国家主体が特定のセクターの慣行を規制するために独自の規則、ガイドライン、業界標準を作成し、経済的手法を用いてこれら私的基準を遵守することは妨げられていない。近年、このようなインフォーマルで自発的な規制が国際法の形成に与える潜在的な影響が、政治学者や国際法学者の注目を集めている。 私的基準の法的効果に関する議論は、具体的な文脈に限定する必要がある。本論文では、国際海運の文脈に焦点を当て、海事業界が船舶由来の汚染に関する法の形成にどのように寄与しているかを検討する。この目的のために、すべての関係者が立ち上げた個別の取り組みを個々に調査・分析するのではなく、国際船級協会連合（IACS）と国際標準化機構（ISO）に注目する。これらは、海運業界で私的基準が一貫して制度化された形で策定されている2つの主要な組織である。これらの組織が策定した基準は、私的基準が国際公法とどのように相互作用するかとの2つの異なる方法を示している。すなわち、IACSの基準は、各旗国からの事前の委任に基づく規範的価値を持ち、ISOの基準は、国際海事機関（IMO）からの事後承認に基づく。 したがって、なぜこれらの私的基準を法とみなすことができるのか、言い換えれば、どのような意味でその基準の作成者を国家とともに国際法の立法者とみなすことができるのか、という根本的な問題を踏まえれば、第一に国家からの委任の法的効果、第二に法制定における業界慣行の可能性という二つの視点から答える必要がある。こうして、第3章では、国際法における船級協会の位置づけを徹底的に検討する。従来の「二重機能」から始め、船級協会が、旗国からの委任によって国際法上の義務履行に関して独自の規則を適用することが可能になる。特に、IMOの様々な文書の中で言及されている「recognized organizations」は、旗国から権限を与えられた船級協会であって、船級協会が旗国に代わってIMO文書を適用又は解釈することとなり、その行為はVCLT第31条の「後に生じた慣行」とみなすべきである。さらに、IACSは加盟船級協会が遵守すべき最低限の基準を定めているため、IACSの基準は「後に生じた慣行」の基礎を構成するものであり、IACSはこの意味において国際法の法形成に関与する。 第4章では、海洋環境保護に関するIMOの文書におけるISO基準の役割に検討する。IMO規制の手続き的要件を定めるISO基準のみが、法的効果を生み出すことができる。これらのISO基準は、IMO規則の中で明示的に言及され、それにより法的地位を与えられる。しかしながら、それはすなわち国家の同意が必要不可欠だということを再確認する			

ことにもなる。その前提を踏まえた上で、例えば「internationally recognized standards」という文言を通じて、IMOが業界慣行を考慮するかどうかを検討する。

ただし、本論文の最終的な目的は、私的基準が国際法の中に受け入れられることを単に論証することだけではない。IACSとISOの例に示されるように、非国家主体には独自の問題がある。克服しなければならない問題の一つは、その意思決定プロセスから生じる正統性の欠如である。

第5章では、私的基準の設定主体は、そのオーディエンス、特に決定の影響を受けやすい対象に、基準設定に関する決定は包括的かつ限定されない議論の上でなされていることを理解してもらわなければならないことを論じる。正統性の要請から、基準設定活動全体を通じて民主的な熟議が行われる必要性のあることが理解される。また、「グローバル行政法」理論において提唱されている、決定プロセスにおいて保証されるべき種々の措置は、正当性の欠如を見抜くための有効なツールでもある。IACSとISOにとって、より広範な利害関係者の各自の基準設定プロセスに関与させることは必須である。

IMOにおいて環境規制が強化されるに伴い、私的セクターのさまざまな努力を海洋ガバナンスの枠組みの中において活用することがますます重要になっている。結論では、前章までの見解と主張を要約し、最後に、複雑化する海洋ガバナンスの課題に取り組む公的・私的セクターの努力を組織化するためには、IMO内部の制度改革が必要であると指摘する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、非国家主体が国際法形成にどのような役割を果たしているのかにつき、国際海運法分野における海洋環境保護を題材として検討するものである。

国際法はその名のとおり国家と国家との間に適用される法であり、したがって法形成にも国家のみが関与すると考えられてきたが、グローバル化の進展および各国国内における公と私との境界の曖昧化に伴って、国家以外のものが果たす影響にも着目されるようになってきている。本論文もそのような研究動向の中に位置づけられるが、これまでの研究に見られない特徴として、国際海運法という分野を具体例として採り上げたことが挙げられる。

船舶の運航は基本的に民間会社によってなされるため、海洋環境保護義務が国際法によって設定されたとしても、現場でそれを実践するのは民間企業である。したがって、国際法上の義務の精緻化に民間企業あるいはその団体が実際に影響を及ぼし、さらに、その実践的経験を踏まえて既存の規範の改廃や新たな規範の提案がなされるようになる。本論文の独創性は、国際海運法分野における民間企業団体とりわけ国際船級協会連合（IACS）が具体的にどのような役割を果たしているのかにつき、国際海事機関（IMO）との関係に着目しつつ、微に入り細に入り実態を解明したところにあり、この点はきわめて高く評価できるものである。

また、国際海運法に特化した団体ではなく、多種多様な分野で活動している国際標準化機構（ISO）が国際海運法における海洋環境保護に果たす役割についても検討し、IACSと比較することにより、IACSの活動がそれ自身に特有のものではなく、非国家主体が国際法に与える影響として一般化可能であることも明らかにしている。

さらに、実態解明にとどまらず、それら民間企業団体が果たす役割の正統性についても検討を深め、国際法形成理論に私的要素を組み込むための理論的基盤の形成をも試みている点も評価に値する。

もっとも、最後の理論的検討部分は、必ずしも法的位置づけが明らかにされていない「グローバル行政法」理論を援用するにとどまっているとも言え、「グローバル行政法」理論が深められているわけではなく、また国際法における同理論の意義について新たな知見がもたらされているわけではない。もっとも、これは国際法形成における私的要素の意義を検討する理論が共通してぶつかる壁であり、今後筆者が克服すべき課題と言える。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和6年1月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降